

令和 6 年 6 月 議 会
経 済 振 興 委 員 会 報 告 資 料

盛土規制法施行に伴う土砂条例の見直し状況について 1 頁

農 林 水 産 局

盛土規制法施行に伴う土砂条例の見直し状況について

1 報告の趣旨

○福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（以下「土砂条例」という。）については、令和5年5月に施行された宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）の内容を踏まえ、規制内容等見直すこととしており、今回、その検討状況等について報告するもの。

2 見直しの検討状況

○盛土規制法に基づく規制区域の指定や盛土等の許可基準については、住宅都市局において、別紙のとおり検討が進められている。

○規制区域 ⇒ 市全域を対象（宅地造成等工事規制区域または特定盛土等規制区域）

○許可対象の面積要件（盛土または切土の場合） ⇒ 土砂条例と同等若しくは強化

区 域	盛土規制法施行令	盛土規制法の条例案	土砂条例との比較
宅地造成等規制区域	500㎡超		強 化
特定盛土等規制区域	<u>3,000㎡超</u>	<u>1,000㎡超</u>	同 等

※特定盛土等規制区域の許可対象面積は、災害の防止に必要と認める場合、市条例により別途定めることが可能

3 今後の進め方

○住宅都市局において、盛土規制法による盛土等の規制を年内に条例整備することから、土砂条例についても、盛土規制法による条例施行と合わせて移行(一元化)する方向で見直しを進める。

4 検討スケジュール

R 5. 6 議会報告 土砂条例の見直し着手(農水)、盛土規制法施行に伴う検討着手(住都)

R 6. 6 議会報告 土砂条例の見直し状況(農水)、盛土規制法施行に伴う検討状況(住都) (今回)

R 6. 9 議会報告 盛土規制法にかかる条例案

R 6. 12 議案提出 盛土規制法にかかる条例案

R 7. 5 盛土規制法による規制の開始

【参考】土砂条例の概要

目 的：土砂埋立て等に起因する災害の発生を防止、市民生活の安全に寄与すること

許可対象：面積 1,000 ㎡超又は高さ 5 m 超の盛土等で市内全域が対象

罰則規定：2 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金

施 行 日：平成 19 年 10 月

※県の土砂条例（許可対象面積 3,000 ㎡超）を補完するため制定。法に基づかない任意条例。

宅地造成及び特定盛土等規制法に係る検討状況について

1 趣旨・目的

令和5年5月26日に**宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）**が施行されたことから、同法に基づく「**規制区域の指定**」及び「**条例等の制定**」を行うこととしており、今回、検討状況について報告するもの。

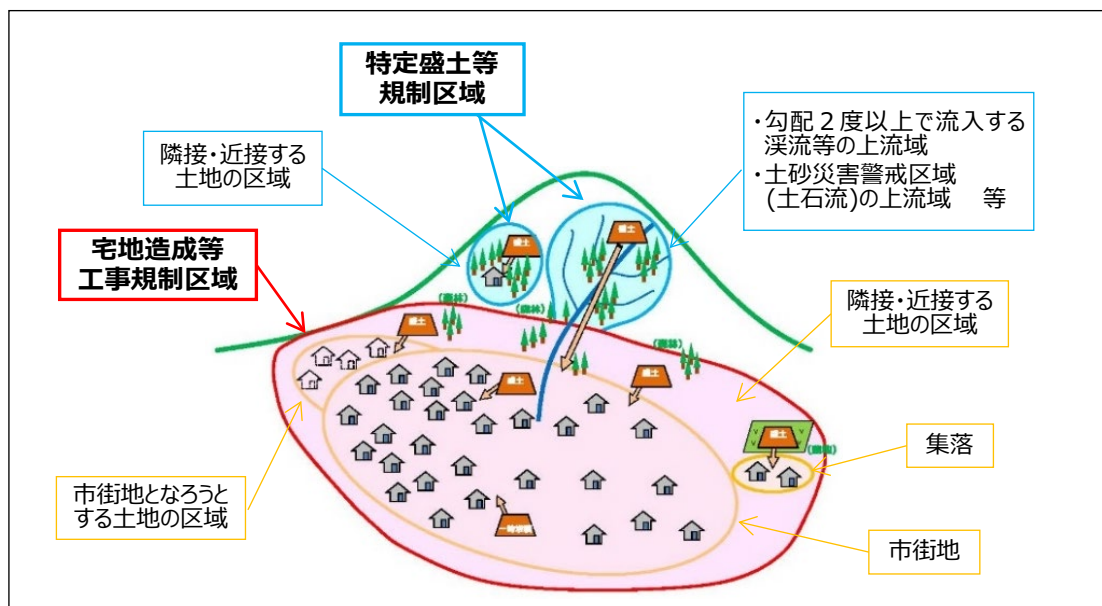
2 法の概要

- 盛土規制法では、**盛土等により災害を及ぼしうる区域を規制区域として指定するとともに、規制区域内における一定規模以上の盛土等については、擁壁の構造などの基準等に適合しているか確認を受けること（許可等）が必要**になる。
- また、**条例で定めることにより、許可等の対象規模の強化や、工事に係る技術的基準の追加が可能**とされている。

＜法の概要＞ ※全国一律の基準で包括的に規制

- 盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を**規制区域**（宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の2種類）に指定（下記イメージ図参照）
- 区域内で行われる**一定規模以上の行為は許可等が必要**
（条例で定めることにより、許可等の対象規模の強化が可能）
- 許可基準に沿った安全対策が行われているかを確認するため、**施工状況の定期報告、施工中の中間検査、工事完了時の完了検査**を実施
（条例で定めることにより、対象項目等の追加が可能）
- 既存盛土等に対する**指導・勧告等**が可能
- 所有者等の**責務を明確化**
- 法による**罰則規定の強化**

＜規制区域のイメージ＞



宅地造成等工事規制区域 … 市街地や集落等のエリア
 特定盛土等規制区域 … 市街地や集落等から離れたエリア

3 検討状況

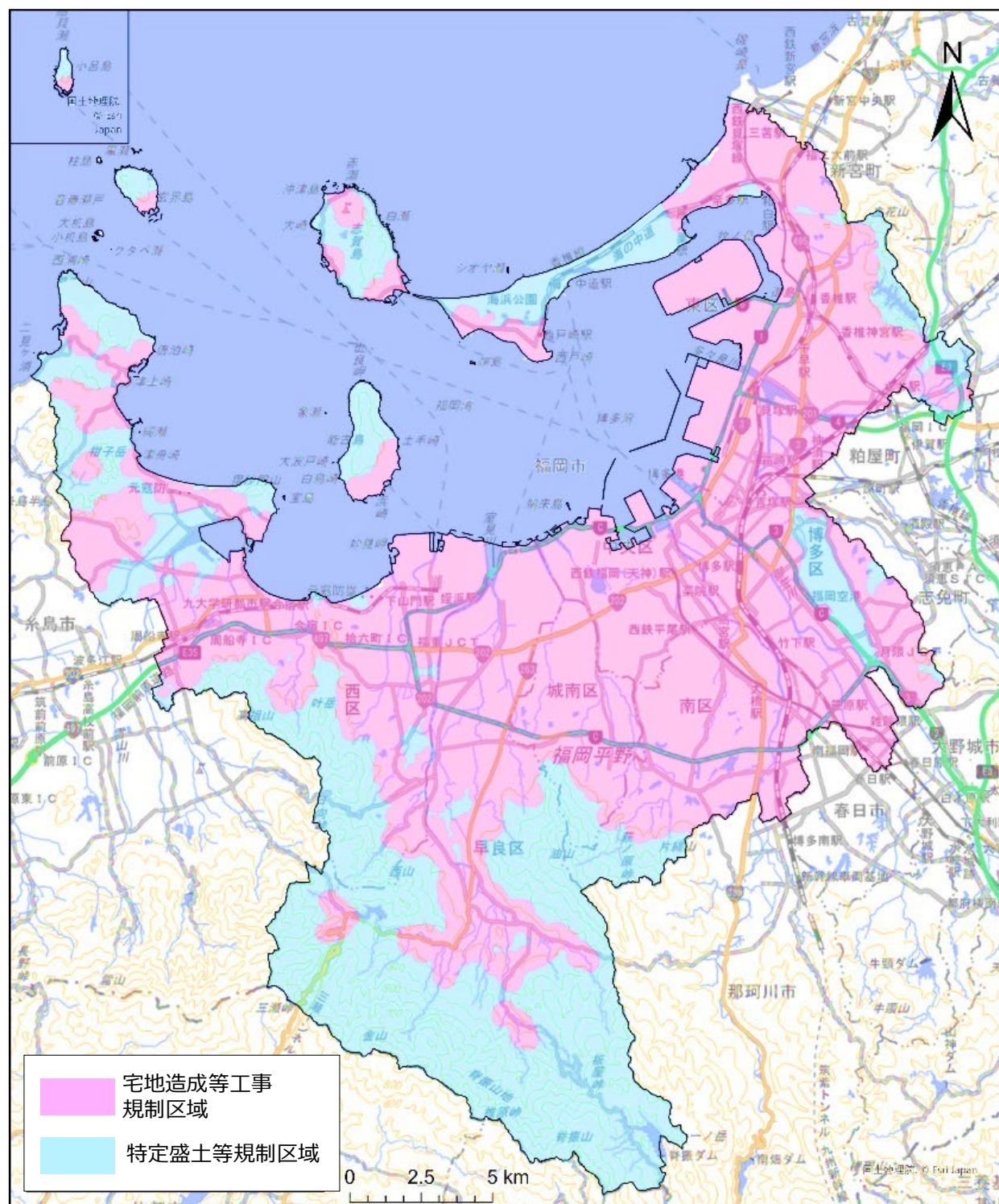
令和5年6月議会で検討の着手について報告を行った後、外部有識者等で構成する専門委員会を設置し、**規制区域の指定や条例で規定する事項等**について検討を行っている。

また、福岡県を中心とした連絡調整会議において、**県内の総合調整及び情報共有**を行っている。

(1) 規制区域の指定に係る検討

市全域を**宅地造成等工事規制区域**または**特定盛土等規制区域**に指定する。

<福岡市における区域指定イメージ>



宅地造成等工事規制区域 … 市街化区域及び市街化調整区域等における既存集落等のエリア

特定盛土等規制区域 … 市街化調整区域における既存集落等以外のエリア

(2) 条例で規定する事項に係る検討

① 許可等の対象規模の強化

<対象となる主な規模要件>

※黒字：法令で規定 赤字：強化

	届出	許可
宅 地 造 成 等 工 事 規 制 区 域	—	・盛土で高さ1 m超の崖 ・切土で高さ2 m超の崖 ・盛土と切土を同時に行い、高さ2 m超の崖 ・盛土で高さ2 m超 ・盛土又は切土の面積 500 m²超 ・土石の堆積の高さ 2m超かつ面積 300 m²超 ・土石の堆積の面積 500 m²超
特 定 盛 土 等 規 制 区 域	・盛土で高さ1 m超の崖 ・切土で高さ2 m超の崖 ・盛土と切土を同時に行い、高さ2 m超の崖 ・盛土で高さ2 m超 ・盛土又は切土の面積 500 m²超 ・土石の堆積の高さ 2m超かつ面積 300 m²超 ・土石の堆積の面積 500 m²超	・盛土で高さ2 m超の崖 ・切土で高さ5 m超の崖 ・盛土と切土を同時に行い、高さ5 m超の崖 ・盛土で高さ5 m超 ・盛土又は切土の面積 3,000 m²超 → 盛土又は切土の面積 1,000 m²超 ・土石の堆積の高さ 5m超かつ面積 1,500 m²超 → 土石の堆積の高さ 5 m超 ・土石の堆積の面積 3,000 m²超 → 土石の堆積の面積 1,000 m²超

 条例で強化ができる部分

② 法令規則の規定に追加

○ 定期報告の報告事項

- ・政令で定める事項（盛土の高さ・面積・量、擁壁の施工状況等）に盛土の基礎地盤や材料、防災措置の状況などを追加する。

○ 工事に係る技術的基準

- ・関係条例等との整合性を図るため、切土への擁壁設置や雨水流出抑制施設に関する基準を追加する。

○ 周辺住民への周知措置

- ・周辺住民への周知の方法や周辺住民の範囲等を定める。

○ 長期未完了案件に関する事項

- ・一定期間未着手や長期未完了な案件に対する報告の聴取や許可の取り消しについて定める。

※これらの事項について条例を制定するよう検討を進めている。

（福岡市土砂埋立て等による災害発生の防止に関する条例（農林水産局所管）については、当該条例と一元化する方向で見直しを進める。）

4 今後のスケジュール

令和5年 6月議会	報告：盛土規制法に係る検討について
7月～	専門委員会による検討（3回開催）
令和6年 6月議会	報告：盛土規制法に係る検討状況について（今回）
9月議会	報告：条例案等について（※議会報告後、パブリック・コメントを実施）
12月議会	条例上程
令和7年 5月	施行